

議会議案第23号

民泊の規制緩和において住環境、治安、衛生等の悪化についての懸念の解消を求める意見書の提出について

民泊の規制緩和において住環境、治安、衛生等の悪化についての懸念の解消を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年10月 3 日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長

日 向 慎 吾

民泊の規制緩和において住環境、治安、衛生等の悪化についての懸念の解消を求める意見書

日本政府は、旅館業法において制限されてきた、個人が自宅や空き家の一部を利用して宿泊させるいわゆる民泊について、平成27年に国家戦略特区として一部地域を旅館業法の特例として規制緩和を決定し、全国に先駆けて大阪府、大田区などで民泊サービスが合法化された。また先月に召集された臨時国会では、国土交通省、厚生労働省は民泊を解禁するための新法を提出する方針であったが、提出を見送り、来年度の通常国会に提出する方針に改められた。神奈川県においても知事は、民泊について活用し、制度の円滑な運用に向けて着実に取り組む旨を県議会で答弁した。

現在、鎌倉市内においては既に違法民泊が複数件散見され、市民からも民泊についての通報や苦情が寄せられている。観光都市である鎌倉市としては、旅館やホテル等宿泊施設が不足しているため、需要はあるものと見込まれるが、受け入れる側とすれば、市民の住環境、治安、衛生等の悪化の懸念もあり、民泊に関する新法の制定に当たっては、これまでの旅館業法の理念と制定の背景にのっとり、かかる懸念を解消すべく、次の各項を要請する。

記

- 1 海外においては民泊が犯罪の温床となった例や、伝染病の拡大防止の観点に鑑み、宿泊者台帳の設置を義務付け、公的機関より提出の要請があれば、それに応じるよう定めること。
 - 2 民泊は許可制とし、無許可営業などの違反者に対しては実効性のある罰則を定めること。
 - 3 民泊の防災面、衛生面については通常の宿泊施設と同等もしくはそれ以上の厳しい基準を設けること。
 - 4 市民に最も近い基礎自治体においても、民泊に対する是正指導や立ち入り検査等の措置がとれるように適切な権限を付与すること。
 - 5 民泊に関する新法や規制緩和等の方針や動きについては国並びに神奈川県は市町村に対して適切な情報提供を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月 4 日

鎌 倉 市 議 会